

教育委員会 9 月定例会 会議録

会議名 教育委員会 9 月定例会
開催日 平成27年 9 月16日（水）午後 2 時30分～午後 3 時12分
開催場所 本庁 2 階 第一会議室
出席者 村田委員長、岩根委員長職務代理者、青山委員、上野委員、高須教育長、荻野学校教育部長、良社会教育部長、有山教育監、山崎教育監、藏守学校教育部次長、澤井社会教育部次長兼社会教育課長、辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長、各所属長他

○村田委員長

ただいまから教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。
本日の案件は、報告事項 4 件、議決事項が 3 件でございます。
本日の署名委員は青山委員にお願いいたします。
では、まず配布資料について確認をしたいと思います。

○妹尾教育総務課長

本日の配布資料を確認させていただきます。
教育委員会定例会の議案書でございます。
続きまして、報告第33号関係の資料をお配りさせていただいております。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ、8 月・9 月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

○妹尾教育総務課長

8 月・9 月の一般事務報告をさせていただきます。
行事関係の報告でございますが、9 月 9 日から11日に市議会本会議で一般質問が行われました。また、本日、学校訪問がございました。
続きまして、教育委員会の後援の状況につきまして御報告申し上げます。
8 月20日から 9 月 9 日までの教育委員会の後援状況でございますが、9 件ございました。そのうち新規の後援は 1 件ございまして、障害の有無を問わず幅広い世代の交流と地域活力の向上等を目的としたマラソン大会でございます。その他継続の後援が 8 件ございました。

○村田委員長

ただいまの説明に対しまして御質問はございませんか。
では、学校訪問がございましたので、御意見、御感想等はございませんか。

○上野委員

本日、中央幼稚園と梅が丘小学校に行きました。

幼稚園の訪問では、ハッピータイムが行われている日でした。未就園児とその保護者が来られて一緒に楽しい行事を行っていて、非常に活気があって楽しい感じがあり、地域との連携や幼稚園についての理解につながるような研究をされていると感じました。

梅が丘小学校については、全体的に落ちついた雰囲気であり、昔とは違う雰囲気でもありました。

○岩根委員長職務代理者

私も上野委員と同じ意見でありまして、特に幼稚園は久しぶりで、園長先生が幼稚園の良いところを一生懸命伝えようという姿勢を感じました。また、幼稚園の立地条件がどうしても住宅街の中にあるので、いろんな行事をするに当たっても、配慮をしながら頑張っておられると感じました。

○青山委員

梅が丘小学校についてですが、評議員さんが5人来てくださり、学校運営について地域と非常に密着する中で、いろいろと考えてくださっているなということを感じました。

○高須教育長

中央幼稚園は、今後の子ども・子育ての支援の関係から、トータル的なことを考えていかなければいけないと改めて感じました。

梅が丘小学校は、先ほど上野委員がおっしゃられたとおり、昔とイメージが変わってきていると感じました。一因としては、ベテランから若手への技術の継承、あるいは、子どもの見方の継承や熱意などがある程度うまくいかないイメージが変わってしまうと思います。それは全小中学校で言えることですが、いわゆる世代交代が多くなる中、それをうまく継承ができるような形をとっていくことが必要だと改めて思いました。

○村田委員長

梅が丘小学校ですが、4年生と5年生の2学年だけが1クラスで、他の学年は2クラスでした。人数が少ないこともあり、一人当たりのスペースが学校によって違うと感じました。

ほかに、御報告はございませんか。

○楠教育指導課長

9月2日に市の学童水泳記録会を中学校区ごとに行いました。全小学5、6年生が参加のもと、日頃の練習の成果を発揮し、どの会場も泳ぐことはもちろんですが、応援も本当に一生懸命していたという報告が入っております。また、中学校の水泳部が模範泳法等授業や時計係等を手伝ったりするなど、小小、それから、小中の子どものたちの交流も行い、とても良い記録会だったと報告を受けております。

○村田委員長

ただいまの御報告に対しまして、御質問、御意見はありませんか。

ほかに報告事項はございませんか。

○澤井社会教育部次長兼社会教育課長

8月31日、月曜日に臨時の社会教育委員会会議が開催されました。会議の内容につきましては、中木田中学校生徒の事件に係る報告と今後の取組についてでございます。今後の取組についての案件の意見といたしまして、大人が声を掛けることは今後も必要であるが、深夜の対応には限界がある。また、大人には携帯端末の正しい使い方を小学生の世代から教える責任があるなど、全委員から様々な意見が出されるとともに、社会教育推進計画の取組であります地域教育の活性化や青少年の健全育成、この取組を前倒しして推進することを考える必要があるとされ、引き続き社会教育委員会会議で意見交換等を重ねていくということを確認されたところでございます。

○村田委員長

この件で御質問はございませんか。

ほかに報告はございませんでしょうか。

ないようですので、次に2ページ、3ページ、9月・10月教育委員会行事計画書についてお願いします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課から報告をさせていただきます。

9月25日、市議会定例会最終日となっております。また、10月13日から16日までの間におきまして、決算審査特別委員会が開催される予定でございます。

また、21日に学校訪問、教育委員懇話会及び総合教育会議を、28日に教育委員会10月定例会を予定しております。

○村田委員長

この件で御意見、御質問はありませんか。

ほかに、報告はございませんか。

○楠教育指導課長

9月27日、10月4日は小学校の運動会。10月3日が中学校の体育大会となっております。秋の開催につきましては、小学校が全部で8校、中学校が6校でございます。参加いただきます委員の皆様、部課長の皆様はよろしく願いいたします。

○村田委員長

この件で御質問はありませんか。

ほかにございませんでしょうか。

○澤井社会教育部次長兼社会教育課長

社会教育課から行事日程の報告をさせていただきます。

10月7日水曜日、平成27年度第2回社会教育委員会会議が開催される予定でございます。内容につきましては、平成26年度教育に関する事務の点検評価について、社会教育委員学習会について及びその他でございます。

○村田委員長

それでは、御質問はございませんか。

ほかにごございませんでしょうか。

○青木地域教育振興課長

10月1日に第3回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会を開催いたします。この間、7月15日、9月1日と2回、合計3回で本市におけます放課後児童対策事業、留守家庭児童会事業、放課後校庭開放事業、放課後子ども教室事業の効果的な内容を御検討いただいております。なお、10月1日に関しましては、最終的に放課後の在り方についての提言書をいただく形で事務を進めております。

○村田委員長

ただいまの件で御質問はありませんか。

ほかにごございませんでしょうか。

ないようですので、9月・10月教育委員会行事計画書につきましては、予定どおりよろしく願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第41号、平成27年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました報告第41号 平成27年度寝屋川市教育委員会事務局人事につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

異動の関係でございます。

記載のとおり、9月1日付けで異動の人事発令を行っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

この件で御意見、御質問はございませんか。

では、お諮りします。

報告第41号 平成27年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決しました。

次に、6ページから9ページについてでございます。

報告第42号 職員の分限処分について及び報告第43号 職員の分限処分についてを一括議題といたします。説明及び質問については一括で行い、採決については個別に

行わせていただきます。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました報告第42及び報告第43号、職員の分限処分につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、順次、御説明させていただきます。

報告第42号でございます。

7ページを御覧ください。

本職員は、教育指導課職員で、平成27年8月29日まで休職発令を行っておりましたが、このたび更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成27年8月30日から平成27年9月29日までの休職発令を行ったものでございます。

次に、報告第43号でございます。

9ページを御覧ください。

本職員は、文化スポーツ振興課職員で、平成27年9月4日まで休職発令を行っておりましたが、このたび更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成27年9月5日から平成27年10月4日までの休職発令を行ったものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

ただいまの御報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

それでは、お諮りします。

まず、報告第42号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

次に、報告第43号 同じく職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、報告第42号及び第43号は、報告どおり承認することに決しました。

次に10ページをお願いします。

報告第44号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○田井学務課長

ただいま御上程いただきました報告第44号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤

務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、標記のことにつきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めます。

改正理由といたしましては、平成24年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業の対象が小学校に就学しているおおむね10歳未満から小学校に就学している児童に改正されたことにより、所要の改正が必要となったためでございます。

また、所要の改正に伴い、従前から制度化されておりました放課後児童健全育成事業を行う施設への送迎に係る早出遅出勤務において、小学校に就学している児童のある職員が対象となりましたので、併せて所要の改正が必要になったためでございます。

それでは、議案書の朗読を省略させていただき、12ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

右が現行規則、左が改正案でございます。

育児又は介護を行う職員についての特例について、現行では、第4条の2第2項として、小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員、当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎と規定していたものを、改正案では、第4条の2第2項で、小学校に就学している子のある職員、当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎と規定させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成27年9月1日から施行するものとしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、何とぞ慎重審議いただき、報告どおり御協賛賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○村田委員長

ただいまの御報告に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

ないようですのでお諮りします。

報告第44号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は報告どおり承認することに決しました。

次に、13ページ、報告第32号 寝屋川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました議案32号 寝屋川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則につきましては、寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱の一部改正に準じ、教育委員会会議においての傍聴資料の取扱いを変更するため、教育委員会の議

決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

まず、第4条第5号中、第6条ただし書を第7条ただし書に改めるものでございます。

次に、第6条第1項につきましては、傍聴人は、会議の終了後に閲覧用の資料を返却すること及び閲覧用の資料の写しを必要とするときは、実費を支払うことにより交付を受けることができるものとしてございます。

次に、同条第2項につきましては、教育長は、前項に規定されたことを傍聴人に周知することとするものです。

附則といたしまして、この規則の施行期日は公布の日とし、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置としまして、第6条第2項中の教育長とあるものは、現に在職する教育長の任期中に限り委員長とするものとしてございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、原案どおり御協賛賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○村田委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はありませんか。

ないようですので、お諮りします。

議案第32号 寝屋川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたしました。

次に、16ページです。

平成26年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました議案第33号、平成26年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、2回の教育行政事務の点検及び評価に関する会議を経て、平成26年度教育に関する事務の点検・評価報告書を作成いたしましたので、市議会での報告書の提出及び市民への公表を踏まえ、御上程させていただくものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

別冊の平成26年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

まず、1ページ目でございます。

1ページ目につきましては、点検・評価方法についてでございます。

点検評価の対象につきましては、第五次総合計画前期基本計画の施策事務事業体系に基づいて実施した平成26年度の主な事業となっております。

次に、3ページ以降につきましては、点検評価の結果でございます。第1節、学校教育を充実するから、第5節、スポーツ活動を推進する点検評価となっております。個別の内容につきましては、既に教育行政事務の点検及び評価に関する会議においてお示しをさせていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、教育行政事務の点検及び評価に関する会議以降の変更点につきましては、別紙を御参照いただきたいと思います。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、原案どおり御協賛賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はありませんか。

○岩根委員長職務代理者

点検評価の会議の中で、両教授から御意見をいただいたと思いますが、更に変更したところを見ていただいて、今日の会議に諮っているということで理解したらいいですか。

それと、議決したらいつ頃に公表される予定でしょうか。

○妹尾教育総務課長

まず、1点目の会議以降の変更についてですが、会議の中で校正につきましては事務局で責任を持って行うことを西川教授並びに武島教授に御承認いただいておりますので、事務局にて頂いた御意見の趣旨を踏まえて変更・構成をさせていただいております。

また、2点目の御質問の公表につきましては、本日、議決をいただきました後、10月上旬に議会への報告、市民の方への公表をしまいたいと考えております。

○村田委員長

先ほど別冊の2番ドリームプランですけども、西川教授から毎年厳しい指摘をいただいておりますが、この前の報告書の中で、最初の資料と比べて変わった箇所を教えてください。

○楠教育指導課長

ドリームプランの件につきまして、西川教授から金額的なものと費用対効果について御意見をいただいておりますので、ここには予算配分を記載いたしました。

それから、この中身の実績と成果につきましては、実績がどのような成果になったのかということも合わせて精査を行ったところでございます。

○村田委員長

具体的な内容を教えてください。

○楠教育指導課長

例えば、8ページの実績を見ていただきますと、第一中学校の横に予算を記載している部分が、昨年までとは違うところで、全中学校区記載しているということでございます。

○上野委員

西川教授のもう一つ厳しい御指摘で、額に見合った効果・成果が出ているのか、出せるのか、というような意見があり、学術的な助成においても、一般的には1年で100万円だろうというようなことをおっしゃっていましたが、これを踏まえながら、平成28年度以降も検討されていくのでしょうか。

○楠教育指導課長

ドリームプランにつきましては、本市の中学校区の特色ある教育を推進するために、検討していきたいと考えております。

○上野委員

ドリームプランは特色ある中学校区づくりを進める上でも続けていけば良いと思いますが、例えば最高額を少なくするなどを含めて、今後、検討はされるのでしょうか。

○楠教育指導課長

今回、西川教授から御意見をいただいたことも踏まえて、選考委員と共に今後進めていきたいと思っています。

○村田委員長

ほかに御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第33号 平成26年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを議案どおり議決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は原案どおり議決いたします。

次に、17ページでございます。

議案第34号 平成27年度全国学力・学習状況調査についてを議題といたします。

○楠教育指導課長

ただいま御上程いただきました議案第34号、平成27年度全国学力・学習状況調査について、標記のことについて、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るという調査目的を達成するとともに、市教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすためでございます。

なお、平成27年度は大阪府教育委員会の大阪府統一ルールが提案され、各中学校の評定平均が全国学力・学習状況調査の結果によって算出されます。これにより結果を昨年度のように公表すると、各中学校の評定平均が算出されることになるため、今年度の公表につきましては、本市の各教科の平均正答率等と児童生徒質問調査からの分析結果を公表したいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、何とぞ慎重審議いただき、原案どおり御協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

○村田委員長

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問をお願いいたします。

○上野委員

なぜ昨年度と違う公表の仕方をするかということの説明を受けたので、再確認をしたいと思います。

全国学力・学習状況調査結果が大阪府では高校入試にもう一つの資料として提出されるということならば、今回の各中学校の結果を公表すると、評価平均を算出する上で非常に格差を明確にしてしまうということで、誤解を招くかもしれないからということなのでしょうか。

○楠教育指導課長

今回のような形だと、各中学校の評定平均が算出をされるので、おっしゃるとおりでございます。

○上野委員

そういうことであるならば、各中学校の評定平均が算出できれば、学校の順位付けが明らかになってしまいますので、昨年、本当に先進的に公表をしていって、全国的な評価を受けた寝屋川市の公表の方法ではありますが、去年のような公表では良くないと思いますので、原案が良いと思います。

○岩根委員長職務代理者

今、上野委員が言われましたが、確かに寝屋川市では先進的に広報紙で各中学校の結果公表を行っていましたが、今後、各学校はどのように結果公表をするのでしょうか。

○楠教育指導課長

各学校では、学校長の判断の下でそれぞれの形で公表するような方法で聞いております。全校が公表するという方向で聞いております。

○青山委員

そうすると、来年度からも同じ方法での公表ということになるのでしょうか。

○楠教育指導課長

今回の大阪府の統一ルールを注視する中で、検討いただければと考えております。

○村田委員長

大阪府の来年度の方針というのは決まっているのですか。

○楠教育指導課長

文科省とのやりとりがございますので、恐らく方向性についてはまだ決定されてお
りません。大阪府の方向性が決定され次第、また報告させていただきたいと思いま
すのでよろしくお願いします。

○高須教育長

最後に確認したいんですけど、いわゆる教育委員会としては昨年度のような各校別
のレーダーチャートによる公表は今年に限ってはしないということと、それと各小中
学校がそれぞれの学校の判断で各校の結果と、例えば、全国平均とをいわゆる学校だ
より等を使って公表すると捉えてよろしいですね。

○楠教育指導課長

そのとおりでございます。

○村田委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、お諮りします。

議案第34号 平成27年度全国学力・学習状況調査についてを原案どおり議決するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたしました。

以上で、本日の予定の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、教育委員会9月定例会を終了させていただきます。